

「公文書公開請求における権利の濫用に係る運用基準」について

〈運用基準の制定〉

徳島県情報公開条例では、県の機関は「不適法」な請求を「拒否することができる」（第7条第1号）と規定されております。

この「不適法」な請求には、情報公開制度の目的に反する、本来の権利行使とはかけ離れた「権利の濫用」に当たる請求も含まれます。

近年、こうした「権利の濫用」のおそれのある請求が見受けられることから、

- どのような請求の場合に「権利の濫用」に当たるのか。
- 請求を受けた県の機関はどのように「権利の濫用」を判断するのか。

などを明確にした運用基準を新たに設けました。

※ 個人情報保護に関する法律に基づく「保有個人情報の開示請求」等についても同様に取扱いします。

〈運用基準のポイント〉

- 県民等の皆様の「知る権利」を新たに制限するものではありません。
「知る権利」はこれまでどおり尊重され、適正な請求が妨げられることはありません。
- 請求の回数や量が多いというだけで「権利の濫用」と判断することはありません。
また、運用基準で示した類型に当てはまっただけで、直ちに「権利の濫用」と判断することはありません。
請求の態様、県の通常業務への支障、県民全体が受ける不利益などの事情を総合的に考え、極めて慎重に判断します。
- 現場の担当者や担当課だけで「権利の濫用」と判断することはありません。
情報公開制度担当課と必ず事前に協議し、組織として決定します。

〈Q&A〉

Q1 どのような請求が「権利の濫用」に当たりますか。

例えば、次の類型に当てはまる請求が繰り返される場合に、「権利の濫用」に当たることがあります。詳しくは運用基準の別紙の各類型の〔請求事例〕を御覧ください。

【類型1】公文書の公開を求めるものではない、又は公文書の公開を受ける意思がないと明らかに認められる請求

【類型2】請求の手續の内外において、著しく不適正な行為（暴言、誹謗中傷、威圧、脅迫、強要等）が伴う請求

【類型3】もっぱら県の機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする請求

Q2 「権利の濫用」はどのように判断されますか。

次のような手順で、極めて慎重に判断します。

1 適正な請求の求め

請求を受けた県の機関は、請求者に対し、適正な請求をしていただくよう丁寧に説明や対話を行います。

2 総合的な判断

1の求めに応じてもらえない場合、県の機関は、前記の3つの類型を参考に、請求の態様、県の通常業務への支障、県民全体が受ける不利益などの事情を総合的に考えた上で、情報公開制度の目的に反し、本来の権利行使とはかけ離れた請求であることが明らかとなるときに、「権利の濫用」に当たると判断します。

3 組織的な決定

請求を受けた県の機関だけで決定することはなく、必ず情報公開制度担当課と協議し、組織として決定します。

Q3 「権利の濫用」と決定された請求はどうなりますか。

情報公開制度の目的に反する「不適法」な請求に含まれ、県の機関はその請求を拒否できることとなります。

Q4 請求の拒否に対して不服を申し立てることはできますか。

その他の理由による請求の拒否と同様、申し立てることができます。